

議案第83号

西脇市黒田庄交流拠点施設あつまっ亭の管理に係る指定
管理者の指定について

指定管理者として次の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日

西脇市長 片山象三

1 指定管理者の名称
黒田庄まちづくり協議会

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

施設の名称	位置
西脇市黒田庄交流拠点施設あつまっ亭	西脇市黒田庄町岡 643番地

3 管理を行わせる期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで